

## 愛知県融資制度の取扱いについて

### 1 愛知県融資制度全般について

#### (1) 対象業種

愛知県の中小企業向け融資制度における対象業種は、愛知県信用保証協会（以下「協会」という。）の付保対象業種と同一とする。

#### (2) 資金使途

ア 県外に係る資金は、対象としない。

ただし、経済環境適応資金のパワーアップ資金「海外展開」（環海）、「金融機関提案型」を除く。

イ 同一設備に係る資金について、同時に経済環境適応資金の各資金を重複して利用することは、原則として認めない。

#### (3) 融資期間

ア 運転資金と設備資金の併用（同一の申込書により申込みを行うもの。）が認められている制度の場合

申込金額のうち、設備資金の割合が 60%以上のときは設備資金の融資期間を適用し、60%未満のときは、運転資金の融資期間を適用する。

イ 融資期間については各制度要綱で「〇年以内」と定めているが、運用は次のとおりとする。

3 年以内…………… 2 年以上で取り扱う（ただし、小規模企業等振興資金（小口資金）を除く。）。

5 年以内…………… 4 年以上で取り扱う。

7 年以内…………… 6 年以上で取り扱う。

10 年以内…………… 9 年以上で取り扱う。

13 年以内…………… 12 年以上で取り扱う。

15 年以内…………… 14 年以上で取り扱う。

#### (4) 貸付利率

ア 規定利率より高い利率あるいは低い利率の取扱いは、認めない。

（元利均等分割返済の場合で、端数の関係で規定利率とならない場合には、規定利率より低い利率の場合のみ認める。）

イ 融資期間内に条件変更を行う場合は、当初融資実行時の貸付利率を適用する。

ただし、期間延長する場合は、当初の期限を越えた期間については、取扱金融機関の所定貸付利率を適用することもできる。

#### (5) 貸付方法

根保証での取扱いはできない。

#### (6) 返済方法

「分割返済」は 1 か月ごとの返済で、期日返済金額（最終しわ寄せ金額）が毎回返済額の 2 倍以内となる元金均等分割返済とする。

ただし、利用中小企業者が元利均等分割返済（ローン返済）を希望する場合は、毎月の元利均等分割返済でも取り扱うことができる。

なお、この場合も規定利率を超えないこと。

## (7) 保証人

次の場合を除き、法人代表者以外の連帯保証は要しない。ただし、組合からの転貸資金の申込みの場合は、代表理事に加え、転貸先の組合員（組合員が法人の場合はその代表者）の連帯保証を要する。

- ① 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人及び申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ② 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
- ③ 財務内容その他の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を越える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- ④ 申込者が組合の場合で、代表理事以外の理事から連帯保証の申し出があった場合

## 2 小規模企業等振興資金について

### (1) 資金使途

事業多角化のための資金も対象とする（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない）。

なお、転業（全面転換）資金は対象とならない。

### (2) 取扱金融機関

原則として店舗ごとに指定する。

なお、名古屋市内については、全店舗が取り扱うことができる。

年度途中での新店舗増設時の取扱いについては、関係市町村と協議し、市町村の同意のあるものについては取り扱うことができる（協議の結果について、市町村は、県及び協会に報告すること）。

## 3 一般事業資金について

### (1) 資金使途

事業多角化のための資金も対象とする。（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない。）

なお、転業（全面転換）資金は対象とならない。

### (2) 返済方法

融資期間1年以内で分割返済とする場合は、不均等返済でもよい。

## 4 経済環境適応資金について

### (1) 共通事項

#### ア 資金使途

原則として、事業多角化のための資金も対象とする。（ただし、特別小口保険を適用する保証を利用する場合は、対象とならない。）

#### イ 信用保証

信用保証について「原則として協会の信用保証付とする。」と定めている制度は、必ずしも保証を要しない。無保証で融資を行うことができる。

### (2) サポート資金（「経営あんしん」（環経）、「経済対策特別」（環特））

ア 倒産事業者の認定は、協会が㈱帝国データバンクの速報に基づき行う。

イ 倒産事業者の認定の有効期間は、認定の日から1年であるが、有効期間内に金融機関又は協会に

において倒産関連の証明がなされていれば、申込日が期限後（ただし、期限後1か月以内）であっても取扱いできるものとする。

ウ 要綱第8(1)イ(7)（売上減少）及び様式第1並びに要綱第8(1)ウ及び様式第5における「最近3か月間」とは、申込日の属する月の前月から起算して13か月前の月以降の月を始期とする任意の3か月間をいう。（例：X年4月に申込みを行う場合、最も遡って（X-1）年3月から起算して3か月間（3月、4月、5月）とすることが可能。）

(3) パワーアップ資金（「企業立地」（環立適）（環立法））

別に定める取扱金融機関の県内店舗に口座を持たない中小企業が、県内に立地するために当該資金を利用する場合、取扱金融機関の県外店舗においても取り扱うことができる。

なお、当該中小企業が県内に立地後は、県内店舗での取扱いに限るものとする。